

飯舘村新型コロナウイルス感染症対策本部協議結果

回数	開催日	協議事項	決定事項
第11回	4月30日	学校等休校の継続について	5月8日まで休校。
		宿泊体験館「きこり」、サポートセンター「つながっぺ」の対応について（交流センター、スポーツ公園も併	宿泊体験館「きこり」、サポートセンター「つながっぺ」、交流センター、スポーツ公園について5月10日まで
		職員の勤務体制について	職員の在宅勤務について、5月8日で一度終了とする。5月11日以降については今後の感染の動向により判断する。
		村内企業・事業所等の支援について	商工会と商工観光係が連携して活用できる補助金等を相談者に案内できる体制をつくる（ワンストップで相談体制を構築する）。
		その他	村内に特別警戒都道府県から転入してくる村民については、概ね2週間の外出自粛を要請する（村づくり推進課、住民課対応）。
第12回	5月8日	学校の再開時期について	学校について、感染予防対策をとったうえで5月11日（月）から再開する。5月11日（月）から5月15日（金）までは午前中のみ（給食あり）、5月18日（月）からは情勢に大きな変化がなければ通常どおりの日程での登校とする。ただし、登校については保護者の判断により、登校しない場合は出席停止扱いとする。
		交流センター、スポーツ公園の取り扱いについて	交流センターは感染予防対策を取ったうえで5月11日（月）から再開する。スポーツ公園は緊急事態宣言解除予定日の5月31日までの予定で休止を継続する。
		村内企業・事業所等の支援について	復興対策課に相談窓口を設置する。受付開始時期はお知らせ版等により周知する。また、村独自の事業として村内企業・事業所等の固定資産税相当額の補助等を検討する。
		特別定額給付金申請書の発送について	5月12日（火）に発送。5月13日から受付開始予定。
		その他	5月8日（金）をもって職員の在宅勤務は終了。村民にマスクを10枚/人ずつ配布予定。
第13回	5月15日	学校等の通常登校について	5月18日から通常登校。
		宿泊体験館きこりの宿泊・スポーツ公園等の運用再開について	県の動向を受け、5月18日に再開について第14回対策本部の開催を検討。
		村内企業・事業所等の支援策について	内容を一部再検討し事業を実施。
		飯舘村新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱の改正について	改正案どおり要綱を改正。
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る実施計画について	総務課財政係で取りまとめ。
		その他	職員が特別警戒都道府県の往来をした場合、従来は2週間の自宅待機としていたが、自宅待機はしなくともよい。ただし、体調に変調等があった場合は有給休暇を取得すること。